

報告第 1 1 号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 5 3 年 1 2 月 2 2 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により、専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和 5 年 1 0 月 1 0 日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

5 専第 8 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 462,000 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 5 年 6 月 29 日
- 4 事 案 概 要 令和 5 年 4 月 25 日（火）午前 4 時 45 分頃、一般建物火災の消火活動中に、屋根裏の木材部分の燃焼状況をとび口にて確認した際、屋根（スレート）部が駐車中の車両ルーフ部に落下し車両が損傷したものの。
- 5 そ の 他 相手方修理費 462,000 円
消防業務賠償責任保険額 462,000 円
市持出額 0 円

令和 5 年 10 月 10 日

交野市長 山 本 景